

管 理 に 係 る 重 要 事 項 報 告 書		
調 査 依 頼 年 月 日	2018 年 9 月 18 日	
マ ン シ ョ ン 名 称	ファミリー亀有弐番館	
所 在 地	東京都足立区中川 4 - 2 9 - 9	
調 査 事 項	報 告 事 項	
修 繕 積 立 金 積 立 総 額	194, 326, 406 円 (2018 年 07 月 末 日 現 在)	
借 入 金 額	0 円 (2018 年 07 月 末 日 現 在)	
管 理 費 等 の 月 額	管理費 10, 000 円 (2018 年 09 月 18 日 現 在)	
(売 却 依 頼 主 負 担 額)	一般積立金 5, 970 円 (2018 年 09 月 18 日 現 在)	
	※ 当マンションの各施設の専用使用権は、管理規約をご参照下さい。	
管 理 費 等 の 支 払 方 法	みずほ銀行 (27日引落) に振替の手続きが必要。 翌月分を当月に支払う。	
管 理 費 等 滞 納 額	管理費 0 円 (2018 年 09 月 03 日 現 在)	
(売 却 依 頼 主 滞 納 額)	一般積立金 0 円 (2018 年 09 月 03 日 現 在)	
管 理 費 等 滞 納 額	管理費 29, 300 円 (2018 年 07 月 31 日 現 在)	
(管 理 組 合 総 滞 納 額)	一般積立金 17, 400 円 (2018 年 07 月 31 日 現 在)	
	駐車料使用料 416, 500 円 (2018 年 07 月 31 日 現 在)	
共 用 部 分 関 係	共用部分に関する規約等の定め	詳細は、管理規約・使用細則等を参照して下さい。
	専用使用に関する規約等の定め	詳細は、管理規約・使用細則等を参照して下さい。
そ の 他 の 事 項	アスベスト使用調査	未実施
	耐震診断	未実施
	確認の申請書および添付図書並びに確認済証 (新築時の物) : 有 検査済証 (新築時の物) : 有 定期調査報告書 (昇降機等) : 有 既存住宅性能評価書 : 無 新耐震基準に適合していることを証する書類 : 無 確認の申請書および添付図書並びに検査済証 (増改築時の物) : 無 検査済証 (増改築時の物) : 無	
	・管理事務室 : TEL 03-5616-4668 (FAX兼用) ・通勤管理員 : 月火水木金8 : 45-17 : 00、土8 : 30-12 : 00 ・駐車場使用料: 15, 000円～21, 500円/月額 (賃借人が使用する場合、使用料は所有者負担) ※駐車場契約に関して : 区分所有者が第三者に賃貸し、第三者が本マンションに居住し駐車場を使用する場合、使用権利者は区分所有者として区分所有者が使用を申請し、管理組合理事会の承認を得ること。 (2005年7月16日の総会にて決定) ・バイク置場 : 500～1, 000円 (※2018年12月分 (11月27日引落) から月額1, 300～2, 400円に料金改定。2018年7月28日の定期総会にて料金改定済。) ・自転車置場 : 登録料1台年間500円 (※2018年12月分 (11月27日引落) から月額150～600円に料金改定。2018年7月28日の定期総会にて料金改定済。) ※駐車場等の最新の空き状況は管理事務室へお問い合わせください。 ・管理費等の改定予定 : 現在のところなし ・管理規約の改定予定 : 2018年7月28日の定期総会にて管理規約一部改定。 ・管理費等の引落口座 : みずほ銀行に口座が必要 ・大規模修繕工事等の実施予定 : 鉄部塗装工事予定 ・大規模修繕工事履歴 : 2008年9月～2009年2月実施済。 ・機械式駐車場 部品交換工事及びパレット塗装工事2017年11月～2017年12月完了 ・インターホン及びガス警報器交換工事实施済 (2016年11月) ・ペット飼育 : 禁止 (管理規約・使用細則参照) ・民泊禁止の規約改正 (細則の新設) 尚、住宅宿泊事業法届出による民泊も禁止 ・リフォーム : 事前に管理組合理事会へ工事実施2週間前に届出書を提出し承認を得ることが必要となります。フローリングについてはLL45以上とし、工事中大きな音が出る場合は事前に近隣住戸にご説明下さい。フローリング工事の際に騒音問題が発生した場合は工事を実施した所有者が責任を持って対応下さい。 ・室内電気容量 : 40A (最大60A) IHヒーター不可 ※総会議案書、議事録、長期修繕計画等につきましては、所有者 (売主) に依頼してください。	

本報告書は、当該マンション管理組合と弊社との間で締結した管理委託契約書第14条に基づくものであり、記載事項以外の事項について弊社は責任を負いません。

なお、建物の区分所有等に関する法律第33条、第42条及び第45条並びに第66条の規定により、利害関係人は当該マンションの管理規約等の閲覧請求権があることを申し添えます。

2018 年 9 月 18 日

マンション管理業者登録番号 国土交通大臣 (4) 第031049号
〒110-0005 東京都台東区上野3-23-6
三菱UFJ信託銀行上野ビル7F
三菱地所コミュニティ株式会社
城東第二支店管理3グループ
TEL 03-5816-8092 FAX 03-3834-8890
担 当 鈴木 康彦